

下原前自治会 役員規程

下原前自治会規程 第四章第10条に基づき、「下原前自治会 役員規定」について、次のように定める。

第一章 総 則

第1条 この規程は、下原前自治会（以下「自治会」という。）の活動を円滑に推進し、明るく住み良い町づくりと福祉の増進に努めることを目的とする。

第2条 自治会の活動拠点は自治会内とし、通常は自治会長宅とする。

第3条 自治会は、上柴支会（以下、「支会」という。）と綿密な連絡のもとに、自治会会員の主体的な意志に基づき、相互の親睦と生活環境の整備を図り、明るく住みよい町づくりの推進と福祉の増進に努めることを目的とする。

第4条 自治会は、前条の目的の達成のため、次の事項を行う。

1. 自治会会員の相互の親睦と情報交換を図るための広報活動
2. 防犯、防災等の環境保全のための自治会防犯パトロール
3. 生活環境改善のための公園等の定期的な清掃、防犯灯やカーブミラーの整備・維持管理等
4. 支会が催す諸行事への協力
5. 青少年の健全な育成、安全確保に関すること。
6. その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第二章 自治会役員

第5条 会則第四章役員第8条に基づき、本会には次の役員を置く。

| | |
|---------------------------------------------------|---------|
| 自治会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| （総務、庶務、会計、支会イベント、本会イベント、 防犯・環境整備、青少年育成の各担当を担う） | |
| 会 計 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |
| 理 事 | |
| ・専任理事 | 若干名 |
| ・班代表理事 | 各ブロック1名 |
| 班 長 | 各班1名 |

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

(自治会長)

自治会長は、自治会の運営を統括し、自治会の事業を執行する。

1. 支会定例自治会長会議に出席し、市及び支会からの伝達事項を受け、自治会の活動報告・要望事項等を報告する。
2. 文書の配布等は、会長から副会長、班代表理事、班長、会員の順に行う。
3. 支会主催の各種行事に参加する。
4. 支会分担金等の納入を行う。
5. 必要に応じて役員会議、理事会議、三役会議を開催する。
6. 支会が催す諸行事や納涼祭等に係わる祝勝会・反省会等は、そのときの状況を考慮して、開催の可否を決定するものとする。

(副会長)

副会長は、総務、庶務、会計、支会イベント、本会イベント、防犯・環境整備、青少年育成に係わる業務を分担し、会長を補佐する。副会長は、各業務遂行に必要な役員を理事から選抜し、委員会を構成することができる。各委員会の委員長は、副会長がこれを務める。

会長に事故あるときはこれを代行する。

(会計)

会計は、自治会の事業の執行に関わる予算編成、および決算を行う。

(監事)

監事は、会計を監査し、自治会の事業の執行及び予算、決算に係わる事項を監査し、必要に応じて、是正を自治会長に進言する。なお、監事は他の役員を兼任することはできない。

(専任理事)

専任理事は、公民館役員、納涼祭／敬老役員、体育委員、防犯パトロール隊の代表により構成され、自治会の各事業の執行を専任する。

副会長が、委員会を構成するとき、その委員として参加し、事業の執行を行う。

(班代表理事)

班代表理事は、別途定める「ブロック・班構成（地図）」に従う各ブロックの代表として、自治会の各事業の執行及び意思決定を行う。また、総会決議などに反して業務執行をしていないことを監視し、必要に応じて、是正を自治会長に進言する。

(班長)

班長は班代表理事を補佐し、次に掲げる業務を行う。

1. 班内の会員（班員という）からの提案・要望等を集約し、代議員（班長）として、代議員総会および班長会に提起する。
2. 代議員総会に代議員として出席する。
3. 班長会議に出席し、自治会から委嘱された業務を推進する。
4. 配布された回覧文書の回覧及び戸別配布文書を戸別に配布する。
5. 自治会費、納涼祭寄付金等を徴収し、自治会に納金する。
6. 支会・自治会の行事に参加協力する。
7. 転入・転出者があった場合は、会計担当副会長に報告する。
8. 班内に不幸があった場合は、別途定める「下原前自治会 弔慰、災害見舞規定」に準じ、直ちに故人の姓名・年齢・葬儀の要領等を会長または副会長に連絡する。
9. その他、目的の達成に向けて必要な業務を遂行する。

関連文書

下原前自治会 ブロック・班構成（地図）

下原前自治会 役員免除規定

付 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。